

柏崎市子ども・子育て支援事業計画～概要版～



平成 27 年 4 月から
「子ども・子育て支援
新制度」が本格スタート
します。

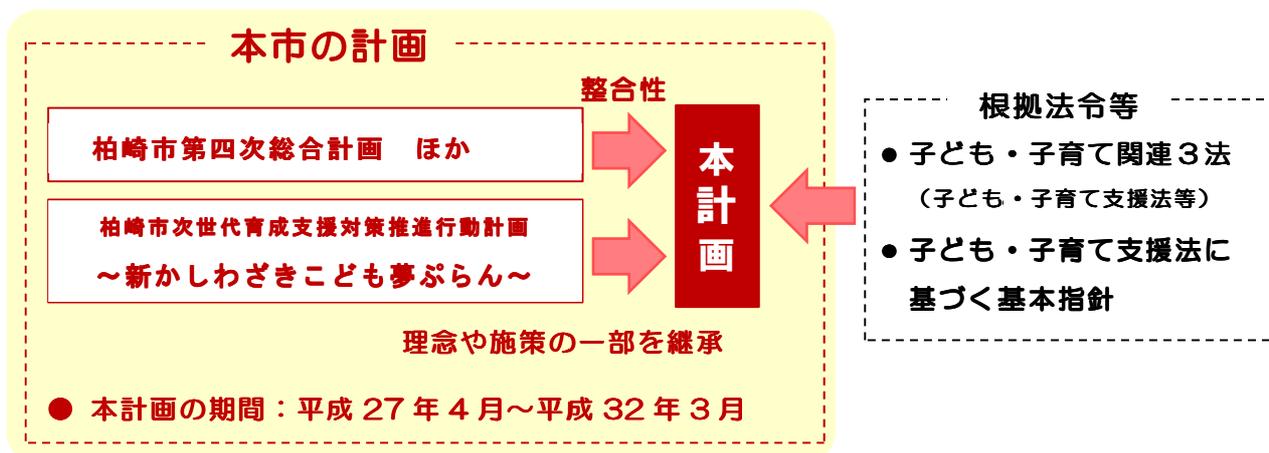
「子ども・子育て支援新制度」は、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づくものです。

新制度では、「『子どもの最善の利益』が実現される社会を目指す」との考え方を基本とし、市町村が事業の実施主体（計画の策定、給付・事業の実施を行う機関）となり、子ども・子育てを支援します。

本市では、新制度に基づき、すべての子どもとその保護者を総合的に支援するために「柏崎市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

1 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援新制度」に則り、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制や実施時期を定め、円滑に実施するためのものです。本市の総合計画をはじめ、既存の計画との整合性を図りながら推進します。



2

計画の概要

● 基本理念

「子どもはみんなの宝物」

～ 安心して子どもを生み育てられるまち・柏崎 ～

● 基本施策の方向性 —4つの視点—

幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善

質の高い幼児期の教育・保育の安定的な提供

妊娠・出産期から幼児期の学校教育・保育まで、切れ目のない支援

地域社会全体で、子どもと保護者のより良い関係の形成及び子育てを支援

● 事業体系

教育・保育給付

①施設型給付

・ 認定こども園

・ 幼稚園

・ 保育園

②地域型保育給付

・ 小規模保育
(定員 6～19 人)

・ 家庭的保育
(定員 5 人以下)

・ 居宅訪問型保育

・ 事業所内保育

地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

②地域子育て支援拠点事業

③妊婦健康診査

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

⑤養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

⑥子育て短期支援事業

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

⑧一時預かり事業

⑨延長保育事業

⑩病児保育事業

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

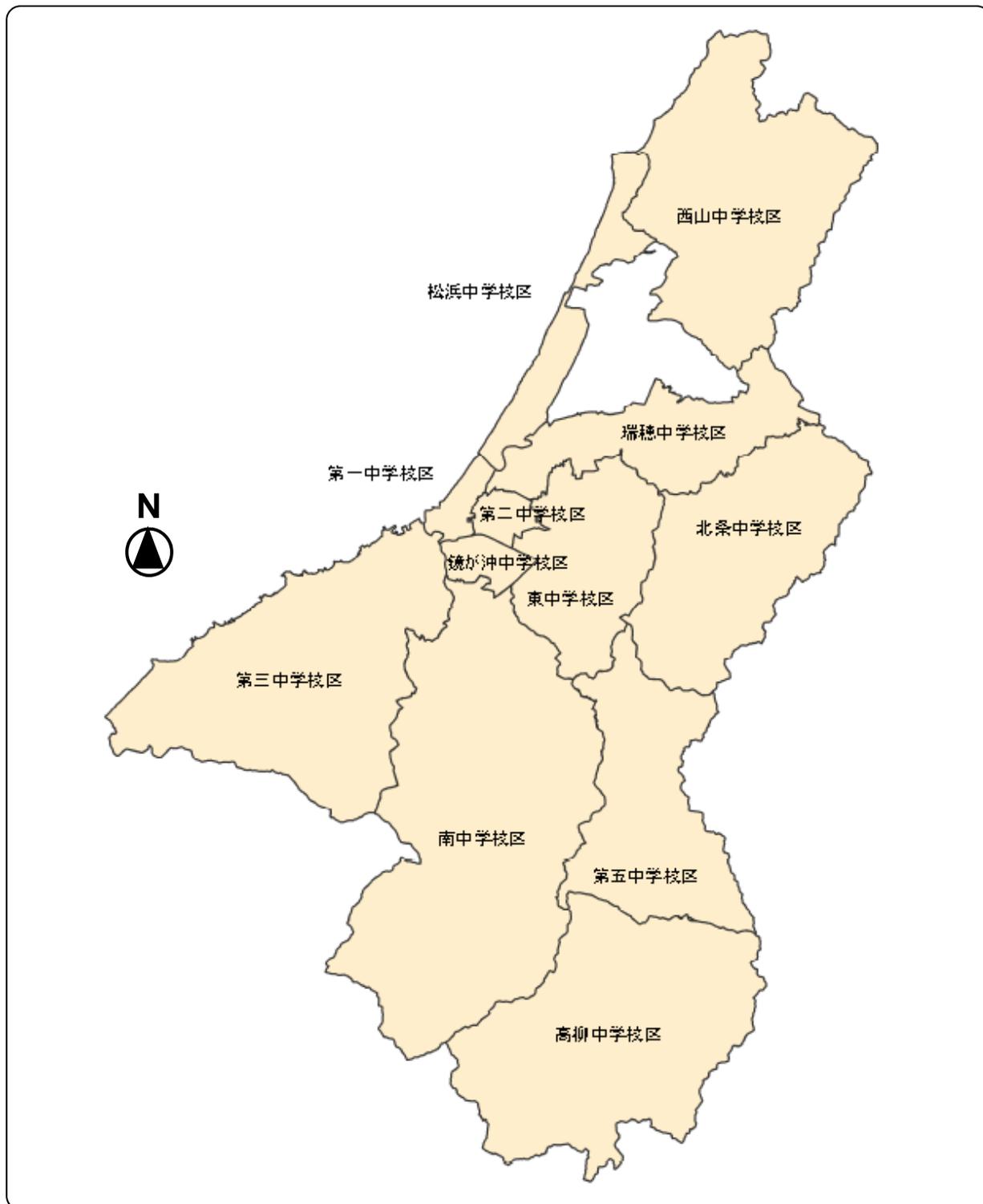
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

● 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」では、市町村の子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み（推計ニーズ量）」や「確保の内容（確保の方策）」を定めることとしています。

本計画では、「保育園」「小規模保育（定員 6～19 人）」「家庭的保育（定員 5 人以下）」「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」は中学校区（12 区域）を、他の施設・事業は市全域（1 区域）を提供区域と定めています。



● 教育・保育給付の事業

【認定に応じた給付】

本市の認定を受けた対象者に、幼児期の学校教育と保育を、認定こども園、幼稚園、保育園により提供します。

認定区分	対象となる子ども	施設等
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する就学前の子ども (保育の必要性なし)	認定こども園 幼稚園
2号認定	満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育の必要性あり)	認定こども園 保育園
3号認定	満3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育の必要性あり)	認定こども園 保育園 地域型保育給付

【量の見込みと確保の方策】

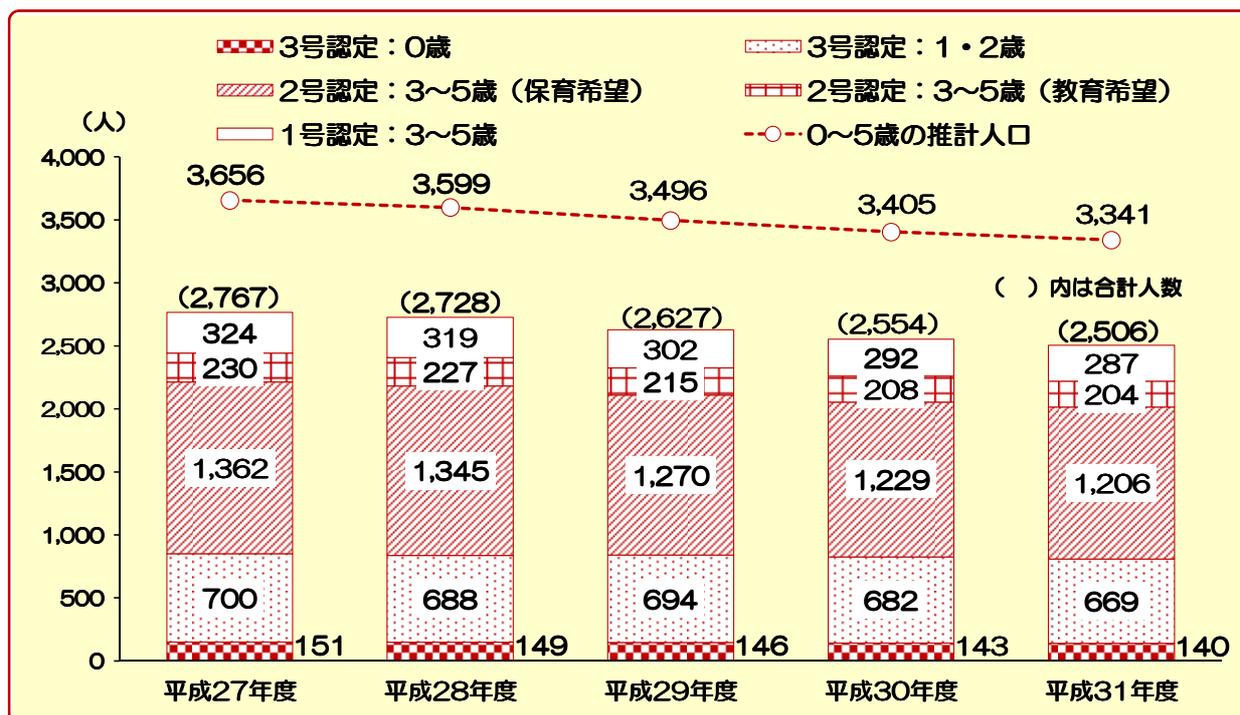
国の示す方法により、将来推計人口と市民ニーズ調査の結果から、平成27年度から31年度までにおける教育・保育のニーズ量を推計しました。

推計ニーズ量は、施設型給付（認定こども園、幼稚園、保育園）により確保できる見通しとなっており、小規模保育等の地域型保育給付の実施を考慮する必要はないと思われます。

また、保育園については、今後、以下の課題に取り組んでいきます。

- | | |
|----------------|---------------|
| ①保育園の定員の見直し | ②市立保育園の統廃合 |
| ③老朽化した保育園の改築 | ④市立保育園の民営化 |
| ⑤認定こども園への移行の検討 | ⑥男性保育士の積極的採用等 |

● 0～5歳の推計人口と教育・保育給付の推計ニーズ量（市全域／平成27年度～31年度）



● 確保の方策（市全域／平成 27 年度～31 年度）

区分	1号認定		2号認定				3号認定					
	3～5歳		3～5歳		3～5歳		1・2歳		0歳			
	教育		教育		保育		保育		保育			
	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数		
平成27年度	推計ニーズ量		324		230		1,362		700		151	
	確保方策	認定こども園	2	130	2	90	0	0	2	40	0	0
		幼稚園	3	194	3	140	0	0	3	30	0	0
		保育園	0	0	0	0	29	1,362	29	630	29	151
		合計	5	324	5	230	29	1,362	34	700	29	151
平成28年度	推計ニーズ量		319		227		1,345		688		149	
	確保方策	認定こども園	5	319	5	227	0	0	5	90	0	0
		幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		保育園	0	0	0	0	29	1,345	29	598	29	149
		合計	5	319	5	227	29	1,345	34	688	29	149
平成29年度	推計ニーズ量		302		215		1,270		694		146	
	確保方策	認定こども園	5	302	5	215	0	0	5	90	0	0
		幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		保育園	0	0	0	0	29	1,270	29	604	29	146
		合計	5	302	5	215	29	1,270	34	694	29	146
平成30年度	推計ニーズ量		292		208		1,229		682		143	
	確保方策	認定こども園	5	292	5	208	0	0	5	90	0	0
		幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		保育園	0	0	0	0	29	1,229	29	592	29	143
		合計	5	292	5	208	29	1,229	34	682	29	143
平成31年度	推計ニーズ量		287		204		1,206		669		140	
	確保方策	認定こども園	5	287	5	204	0	0	5	90	0	0
		幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		保育園	0	0	0	0	29	1,206	29	579	29	140
		合計	5	287	5	204	29	1,206	34	669	29	140



「子ども・子育て支援新制度」シンボルマーク

● 地域子ども・子育て支援事業

本市の子ども・子育て家庭の実情（市民ニーズ）に応じて、2 ページに記載した 13 事業を実施します。

①利用者支援事業

子どもまたは保護者の身近な場所で、子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育園などの施設や地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・助言などを行う事業です。また、必要に応じて関係機関との連絡調整等を実施します。

「新かしわざきこども夢ぶらん」で管理していた事業を基に、新制度に則した事業内容で拡充していきます。

②地域子育て支援拠点事業

就学前児童とその保護者等が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに関する情報を提供するほか子育て講座等を開催し、子育てに関する悩みについての相談・助言等を行う事業です。

「新かしわざきこども夢ぶらん」で管理していた事業を基に、新制度に則した事業内容で拡充していきます。

元気館子育て支援センターのほかに保育園、幼稚園で実施します。

③妊婦健康診査

妊娠中に起こりやすい病気などを予防し、必要な保健指導を受け、健やかに生み育てるために、妊婦健診費用を助成する事業です。

これまで実施してきた内容を継続・拡充します。

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後 4 か月までの乳児の世帯に助産師及び主任児童委員が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、必要な保健指導や子育て支援に関する情報提供等を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業です。

乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。

これまで実施してきた事業を継続・拡充します。

⑤養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【養育支援訪問事業】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するため、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問する事業です。

これまで実施してきた事業を継続・拡充します。

【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業】

要保護児童対策地域協議会で、子どもに関係する機関が情報を共有し、連携して児童虐待などの問題に対応しながら、子どもの虐待防止と啓発活動を行う事業です。また、地域や子どもに関係する機関と連携し、子どもの安心・安全の確保のため子育て支援に取り組みます。

これまで実施してきた事業を継続・拡充します。

⑥子育て短期支援事業

保護者の病気その他の理由で、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行う事業です。

今後、事業化を検討し、本計画期間内の開始を目指します。

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

地域において、子どもの預かり等の援助を行いたい人と援助を受けたい人からなる会員組織で行う事業です。

これまで実施してきた事業を継続します。

⑧一時預かり事業

保護者の出産、病気、冠婚葬祭、習い事、ショッピング、美容院などのほか、リフレッシュ（保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消）のために一時的に子どもを預かる事業です。

これまでと同様、保護者の意見を聞きながら、また、保護者の就労形態・就労時間を考慮して実施園及び実施時間を検討・調整します。

⑨延長保育事業

保育園で、通常の保育時間（保育所によって異なる）を超えて子どもを預かる事業です。

これまでと同様、保護者の意見を聞きながら、また、保護者の就労形態・就労時間を考慮して実施園及び実施時間を検討・調整します。

⑩病児保育事業

【病児保育事業】

病気の始まりから治るまでの子どもを預かる事業です。毎日、医師の診察があります。

これまで実施してきた事業を継続します。

【病後児保育事業】

病気の回復期にあって、集団保育、生活ができない子どもを預かる事業です。

これまで実施してきた事業を継続します。

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者の就労などにより、昼間保護者のいない家庭の小学校児童を預かる事業です。

現在小学4年生までとなっている対象児童を小学6年生まで引き上げます。

また、市内の需給バランスを考慮し、定員、施設、運用か所数の見直しを行います。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後、国の動向を注視しながら、実施の可能性について検討します。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

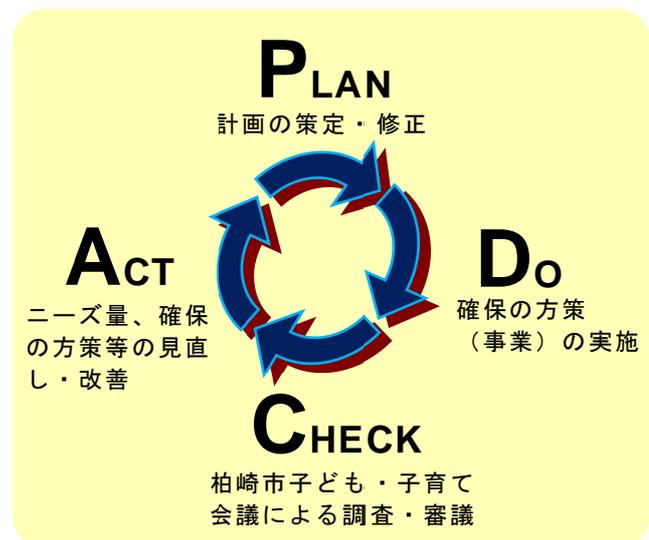
教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置又は運営を促進する事業です。

今後、国の動向を注視しながら、実施の可能性について検討します。

● 計画の推進体制

「柏崎市子ども・子育て会議」において、子育て支援施策の実施状況を調査・審議するなどPDC Aサイクルによる継続的改善の考えに基づき本計画の点検・評価・見直しを行います。

本計画の見直しを行った結果等は、市のホームページで公開する予定です。



平成 27 年 3 月

柏崎市教育委員会 子ども課

電話 0257-21-2233/FAX 0257-23-0881

メールアドレス kodomo@city.kashiwazaki.niigata.jp